

「第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく
第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可」
に対する意見及びその意見に対する考え方

意見募集期間:令和5年9月20日～同年10月19日
案件番号:145210159

意見提出者一覧
意見提出者 1件(個人:1件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人

意見	考え方
<p>○「支援業務費の額は、令和5年度の収支予算額（令和5年3月認可済み）から前年度の支援業務費の繰越額を減じた額としており、妥当」とされているが、支援機関の予算の認可については情報通信行政・郵政行政審議会の諮問事項とされておらず、支援機関の収支の妥当性について何ら検証はなされていない。ユニバーサルサービス制度の趣旨に照らせば、支援機関の業務は、効率的かつ透明に実施される必要があることは当然であるため、総務省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機関の各支出の妥当性について、厳正に審査し、本諮問に合わせてその内容を公表すべきである。 ・ TCAの他の業務と厳格に区分されて経理されているか（共通経費については適切に按分されているか）確実に確認すべきである。 <p>この点についてはブロードバンドのユニバーサルサービス制度の開始に伴いより一層重要になるはずであり、適切な対応を望みたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、基礎的電気通信役務支援機関の収支計画の認可手続等に関するものであり、本案の第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可に係る意見公募の対象外ではありますが、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。</p>